

## 令和4年度福島県社会福祉審議会 第1回保育所部会の開催について

県では、社会福祉に関する事項を調査審議するため、福島県社会福祉審議会を設置しています。

この度、令和4年度福島県社会福祉審議会第1回保育所部会を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

### 記

- 1 開催日時  
令和4年12月21日（水）午後1時30分から
- 2 開催場所  
福島県保健衛生合同庁舎（県北保健福祉事務所） 2階 大会議室  
（福島市御山町8-30）
- 3 内容
  - (1) 会議の公開・非公開について
  - (2) 園児虐待等の類似事件の再発防止策について  
（認可保育所「すまいるえくぼ」（二本松市）での園児虐待事案関連）
- 4 出席者（予定）
  - ・ 委員：5名
  - ・ 事務局：福島県こども未来局子育て支援課長等
- 5 傍聴
  - ・ 会議の傍聴を希望される方は、上記開催時刻までに会場にお越しください。
  - ・ 受付は先着順に行いますが、会場の広さの制約により、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがありますので、御了承願います（報道機関を除く）。
  - ・ 感染が少しでも疑われる場合は、単に体調が悪い場合も含めて、傍聴を見合わせるよう御協力願います。なお、会議室への入室時には、受付にて体温を測定させていただき、37.5℃以上の体温が確認された方については、入室をお断りします。
  - ・ 審議会中のマスク着用について、御協力願います。
  - ・ 傍聴される場合は、別紙の「傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきます。
  - ・ 上記3の(2)については、福島県情報公開条例第7条第2号及び第3号の非開示事由（個人に関する情報、法人に関する情報で公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある）に該当する情報を扱うことから、(1)において会議の公開・非公開について協議を行います。  
協議の結果、会議を非公開とすることが決定された場合には、退席いただきますので、御了解願います（会議終了後に、取材対応させていただきます。）

《参考》

【福島県社会福祉審議会保育所部会について】

福島県社会福祉審議会条例（平成12年3月24日福島県条例第33号）第7条の規程に基づき設置された、児童福祉に関する事項を審議する児童福祉専門分科会の部会として、保育所の設置認可等に関する事項を審議するために設置。

委員名簿

(敬称略)

所属	職名	氏名	備考
福島大学人間発達文化学類	教授	原野 明子	部会長
ちゅうりっぷ保育園 (福島県保育協議会)	園長	江川 由美子	副部会長
福島県民生児童委員協議会	会長代行	篠原 清美	
福島県労働局雇用環境・均等室	室長	辺田 幸子	
福島県PTA連合会	研修委員 代表理事	一戸 里美	
ふたば行政書士事務所	代表	松枝 智之	
紺野法律事務所 (福島県弁護士会)		鈴木 靖裕	

(別 紙)

## 傍聴に当たっての留意事項

福島県こども未来局子育て支援課

〔福島県社会福祉審議会  
保育所部会事務局〕

福島県社会福祉審議会保育所部会を傍聴する場合は、以下の傍聴要領に従って傍聴していただくことになります。

### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますが、会場の広さの制約がございますので、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります(報道機関を除く)。

### 2 傍聴にあたって守るべき事項

会議を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、福島県社会福祉審議会保育所部会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は係員の指示に従ってください。御不明な点は係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合、及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

#### 4 コロナウイルス感染症対策に係る留意点

- (1) 感染が少しでも疑われる場合は、単に体調が悪い場合も含めて、傍聴を見合わせるよう御協力願います。なお、会議室への入室時には、受付にて体温を測定させていただき、37.5℃以上の体温が確認された方については、入室をお断りします。
- (2) 審議会中のマスク着用について、御協力願います。
- (3) 会場入室時は、備え付けの消毒用アルコールにて手指の消毒をいただきますよう御協力ください。